

令和7年11月18日 大分市佐賀関の大規模火災
災害情報について（第3報）

令和7年11月19日
3時00分現在
大分県災害対策本部

第2報からの変更箇所は下線部です。

1 概要

(1) 火災の概要

令和7年11月18日（火）17時43分頃に大分市佐賀関で火災発生

2 被害状況

(1) 人的被害

安否不明者 1名

(2) 建物被害

20棟以上延焼拡大中。

(3) ライフライン被害

大分市佐賀関で約350戸が停電（3:00時点、九州電力HP）

(4) その他被害

なし

3 災害対応状況

11月18日 18時24分

大分県災害対策連絡室設置

23時00分

大分県災害対策本部へ移行

11月19日 0時30分

自衛隊の災害派遣に向けた調整を開始

（大分県知事から陸上自衛隊第4師団長へ電話連絡）

3時00分

県災害対策本部において、災害救助法の適用を決定

4 避難者等の状況

佐賀関市民センター内佐賀関公民館 115世帯、175名（23:40時点）

5 地元消防機関等の対応

11月18日 22時40分

大分市消防局から別府市消防本部及び臼杵市消防本部へ
消防相互応援協定に基づき、応援を要請

23時40分

大分市消防局から佐伯市消防本部、津久見市消防本部、
豊後大野市消防本部、由布市消防本部へ消防相互応援協定に
基づき、応援を要請

※これは速報であり、数値等は今後変わることがあります。

令和7年11月19日3時00分

令和7年11月18日大分市佐賀関の大規模火災に伴う

災害救助法の適用について

令和7年11月18日からの火災により被災した下記市町村に対し、本日、大分県災害対策本部において、災害救助法の適用を決定したので、お知らせします。

記

- 1 適用市町村名
大分市
- 2 適用年月日
令和7年11月18日（火）
- 3 備考
災害救助法施行令第1条第1項第4号適用

【問合せ先】

大分県福祉保健部福祉保健企画課

吉村、後藤、加藤

TEL : 097-506-2611

(内線) 2611